

平成27年11月25日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官
平成26年(ワ)第25111号 損害賠償請求事件
口頭弁論終結日 平成27年9月9日

判 決
東京都 [REDACTED]
原 告 志 岐 武 彦
東京都 [REDACTED]
被 告 八 木 啓 代
主 文

- 1 被告は、原告に対し、10万円及びこれに対する平成26年10月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを20分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、200万円及びこれに対する平成26年10月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 仮執行宣言

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、被告に対し、被告がインターネット上に投稿したツイッターやブログの記載、第三者と原告との間の訴訟において当該第三者が証拠として提出した被告の陳述書の記載、被告が多数人に送信した電子メールの記載により名誉を毀損されたと主張して、不法行為に基づき、損害賠償として20

0万円及びこれに対する不法行為の日以降の日にして訴状送達の日である平成26年10月5日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

被告は、上記各記載は原告の名誉を毀損するものではなく表現の自由の範囲内である、同記載の内容は真実である、被告の行為は原告による名誉毀損に対する自衛目的でしたものであるなどの旨主張して、原告請求の棄却を求めてい

2 前提事実

(1) 当事者について

ア 原告は、インターネット上に開設した「一市民が斬る！」と題するブログや「最高裁をただす市民の会」との名称を冠したウェブサイトの管理のほか、「最高裁の罷」、「一市民が斬る！！最高裁の黒い闇 国家の謀略を追った2000日の記録」といった題名の書籍を執筆して出版したり、週刊ポストに署名記事を執筆するなどして、国会議員の小沢一郎について起訴相当との議決をした東京第五検察審査会は実際には存在しない架空のものであったとの説（以下、これを便宜的に「検察審査会架空説」という。）を主な内容とする自己の主張、意見等を社会一般に向けて積極的に発信している者である。（甲23、35、乙10、24ないし27、原告本人、弁論の全趣旨）

イ 被告は、インターネット上に開設した「八木啓代のひとりごと」と題するブログの管理、インターネット上の短文投稿サービスであるツイッターを利用した自己の作成に係る文章の投稿（ツイート）及び他人の作成に係る文章の引用再投稿（リツイート）のほか、「検察崩壊」、「20人の識者がみた小沢事件の真実」といった題名の書籍において執筆や対談をするなどして、原告の唱える検察審査会架空説に言及するものを含む自己の主張、意見等を社会一般に向けて積極的に発信している者である。（甲5ないし

10, 20, 21, 乙1ないし4, 21, 被告本人, 弁論の全趣旨)

(2) 被告によるツイッターへの投稿

被告は、ツイッターを利用して、別紙1「ツイッターへの投稿一覧」の「年月日」欄記載の年月日に、同「記載内容」欄記載の文章を投稿し（証拠資料を前提とすることなく具体的文言を特定することが可能な明示的主張のあるものに限り取り上げる。ただし、取り上げた文章の用字について、主張とそれに対応する証拠資料との間に齟齬がある場合は、誤字等と思われる部分も含めて証拠資料を優先させる。また、文章中のURLは便宜省略する。）、これを不特定多数人が閲読可能な態様で発信した（これらの投稿には、被告自身の作成に係る文章の投稿であるツイートのほか、他人の作成に係る文章の引用再投稿であるリツイート、さらにはツイートとリツイートが混在するものなど複数の類型が存在するところ、同「リツイート」欄には、文章の全体がリツイートであると見受けられるものにつき「○」、文章中にツイート部分とリツイート部分が混在すると見受けられるものにつき「△」と記載して上記各類型の別を示す。また、これらの投稿を総称して「本件ツイート等」といい、各個の投稿は同「番号」欄記載の番号を付して「本件ツイート等3」のように特定する。同「番号」欄記載の番号は、200までは原告が独自に付した番号であり、201は本判決において便宜割り当てた番号であるが、明らかに同一の投稿でありながら複数の異なる投稿であるかのような体裁をもって主張されているものについては、初出の番号のみにより特定する扱いとする。なお、別紙1においては、原則的に原告主張に現れた順序に従い本件ツイート等を整序した関係で、本件ツイート等に係る番号及び年月日はいずれも不規則に前後している。）。（甲5ないし9, 20, 弁論の全趣旨）

(3) 被告によるブログへの投稿

被告は、平成26年6月30日、自己の管理するブログに、別紙2「プロ

グの記載内容」記載の文言を含む「妄想にはご注意を」と題する文章を投稿し（以下「本件ブログ記事」という。），これを不特定多数人が閲読可能な態様で発信した。（甲10，弁論の全趣旨）

(4) 第三者による別件訴訟への被告作成に係る陳述書の証拠提出

元国會議員の森裕子（以下「森」という。）が原告を相手に提起した訴訟（当庁平成25年（ワ）第25973号損害賠償等請求事件。以下「別件訴訟」という。）の審理において，森は，被告が平成26年4月2日付けで作成した陳述書（以下「本件陳述書」という。）を証拠として提出した。（甲2，13，弁論の全趣旨）

(5) 被告による多数人への電子メールの送信

被告は，平成25年12月24日，自ら結成した「健全な法治国家のために声をあげる市民の会」との名称の会に所属する相当数の会員らに対して，別紙3「電子メールの記載内容」記載の文言を含む電子メールを送信し（以下「本件電子メール」という。），これを多数人が閲読可能な態様で発信した。（甲18，弁論の全趣旨）

3 爭点及び当事者の主張

本件の争点は，①本件ツイート等は原告の名誉を毀損するものか，②本件ブログ記事は原告の名誉を毀損するものか，③本件陳述書は原告の名誉を毀損するものか，④本件電子メールは原告の名誉を毀損するものか，⑤対抗言論の法理，真実性，正当防衛・緊急避難その他の抗弁の成否，⑥原告の損害であり，当事者の主張のうち各争点との関係で摘示するのが相当であるものは，次のとおりである。

(1) 争点①（本件ツイート等は原告の名誉を毀損するものか）について

〔原告の主張〕

本件ツイート等が原告の名誉を毀損するものであることは，別紙1の「原告の主張」欄記載のとおりである。

〔被告の主張〕

本件ツイート等が原告の名誉を毀損するものでないことは、別紙1の「被告の主張」欄記載のとおりである。

(2) 争点②（本件ブログ記事は原告の名誉を毀損するものか）について

〔原告の主張〕

本件ブログ記事の内容は、原告の社会的評価を著しく低下させるものである。

〔被告の主張〕

本件ブログ記事の内容は真実であり、表現の自由の範疇に含まれ、原告の名誉を毀損するものではない。

(3) 争点③（本件陳述書は原告の名誉を毀損するものか）について

〔原告の主張〕

本件陳述書の内容は虚偽事実だらけであり、原告の名誉を毀損するものである。

〔被告の主張〕

本件陳述書の内容は真実であり、表現の自由の範疇に含まれ、原告の名誉を毀損するものではない。

(4) 争点④（本件電子メールは原告の名誉を毀損するものか）について

〔原告の主張〕

ア 別紙3の1記載の文章の内容は、原告が森に関する誹謗中傷メールを各所に送ったりブログを発信し、そうした行為をやめるように森から警告を受けたとの事実無根の作り話であり、原告の名誉を毀損するものである。

イ 別紙3の2記載の文章の内容は、原告が被告に関する誹謗中傷メールを送ったとの事実無根の作り話であり、また原告が「最高裁の罷」を自費出版したことを売名や金儲けのためとするものであって、原告の名誉を毀損するものである。

〔被告の主張〕

原告が石川克子（以下「石川」という。）に対して被告に関する虚偽の内容を電話若しくはメールで伝達したことは明らかである。そして、石川が「健全な法治国家のために声をあげる市民の会」の総会の場においてその虚偽の内容を不特定多数の者に伝達しようとする事態が起こったこと自体が、原告による被告に対する第三者を介した名誉毀損行為である。このような原告の名誉毀損行為に対して、被告が反論と説明を行うのは当然であり、本件電子メールに記載したことは真実であるから、同メールの記載は原告に対する名誉毀損には当たらない。

(5) 争点⑤（対抗言論の法理、真実性、正当防衛・緊急避難その他の抗弁の成否）について

〔被告の主張〕

ア 表現の自由の保障の観点から、名誉毀損となる人格攻撃がされたとしても、論争における対抗言論の法理により、論争点に関連している批判や反論は許容される。節度を超えたかどうかは、論争の聴衆によって判断され、論争の場に身を置いた以上、批判には対抗言論で答えるべきであり、公権力を借りて批判を封じるようなことは許されない。一部の表現を殊更取り出して表現者に不法行為責任を認めることは、表現の自由を萎縮させるおそれがあり、相当とはいえない。ツイッター等の対抗言論が容易な空間において名誉毀損の不法行為が成立するのは、その表現行為が著しく侮辱的、誹謗中傷的であるなど、対象者の名誉感情を不当に害し、社会通念上是認し得ない場合であると解すべきである。本件ツイート等は、そのような場合に当たらず、対抗言論の範囲内である。

イ 本件ツイート等を、文脈の中で理解し、発言がされるに至った経緯及び状況を斟酌すれば、次の4つの類型のいずれかに当たり、類型的に名誉毀損等に当たる程度の違法性を具備しているとはいえない。

①検察審査会架空説という原告の荒唐無稽な主張への反論

②原告の虚偽の主張を虚偽と指摘し批判する発言

③公共の利害に関する事実に係り、専ら公益を図る目的で、「検察書類がインターネット上に流出した事件の黒幕は森である」等のデマを拡散している原告の虚言癖を明らかにした行為、又は被告自身及び第三者の利益防衛のためにやむを得ずした正当防衛及び緊急避難

④人身攻撃にならない一般論や条件付きの指摘

ウ 本件ツイート等は、仮に原告の社会的評価を低下させるものであったとしても、公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあるものである上、意見ないし論評の前提としている事実が真実であることの証明があり、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものではないから、違法性を欠く。

エ 原告が不特定の相手方に対して被告に関する虚偽の事実を拡散することにより、市民団体の代表として責任ある立場にある被告の名誉や社会的信用が毀損されることとなるから、被告が、ツイッターやブログという多数が閲覧するメディアで、原告の虚言癖について言及し、原告の一連の主張は何ら信頼性がないものであることを公言したのは、自衛と公益の観点からやむを得ない処置である。

オ 本件ツイート等を読む者は、その時間帯にツイッターにログインしている被告のフォロワーに限られ、その影響はブログ等に比べて限定的である上、書き込まれる発言がわずか140文字に制約されることから、一般にフォロワーに限り理解することが可能な表現が多く用いられ、不特定多数の第三者がツイッターでの発言内容を即時に把握することは容易ではない。この点からも、本件ツイート等は、名誉毀損に当たる程度の違法性を具備していない。

[原告の主張]

被告のインターネットへの投稿は、公共の利害に係るものではなく、その目的が専ら公益を図ることにあったともいえず、その意見ないし論評の前提としている事実の主要部分について真実であることの立証もなく、意見ないし論評としての域を逸脱したものであり、著しく違法なものである。

(6) 争点⑥（原告の損害）について

〔原告の主張〕

被告の悪意に満ちた乱暴な言動による原告の損害、精神的苦痛を慰謝するに足りる額は200万円を下らない。

第3 当裁判所の判断

1 争点①（本件ツイート等は原告の名誉を毀損するものか）について

(1) 本争点に関する当裁判所の判断は、別紙1の「当裁判所の判断」欄のうち「原告の名誉を毀損する表現といえるか」欄に記載したとおりであり、本件ツイート等18, 同98, 同172, 同177が原告に関する事実の摘示として、同33, 同201が原告に関する意見ないし論評として、いずれも原告の社会的評価を低下させるものと認められ、その余の本件ツイート等は、いずれも原告との関係で名誉毀損性があると認めるに足りない。

以下、判断の理由を補足する。

(2) 名誉毀損性があると認められるものについて

ア 本件ツイート等18のうち、「志岐さんがある方に送ったメールで、私（八木）が話したこととして、まったく事実無根なことが書かれているのを確認しています。嘘でなければ妄想でしょう」との記載部分は、一般人の普通の注意と読み方を基準とすれば、名指しにより特定された原告が、第三者に対し、被告の言動に関して、当該言動の存否ないし内容を誰よりも確実に認識できる立場にある被告自身によって事実無根であると断定されるような、明らかな内容虚偽のメールを送信したとの事実を摘示するものと認められる。かかる事実摘示は、原告の社会的評価を低下させ、その

名誉を毀損するものと解するのが相当である。

これに対する被告の主張は、いずれも抗弁と位置づけるべきものであり、請求原因である名誉毀損性に関する上記判断を左右しない。

イ 本件ツイート等33のうち、「志岐さん…は、そもそも会ってもいないし言ってもいないのに、『八木と会って、直接聞いた』などと、真っ赤なデマを他人に吹聴していたという事実があります。そのことだけで、嘘つきであるか妄想癖があるかのどちらかだとしか申し上げようがありません。」との記載部分は、一般人の普通の注意と読み方を基準とすれば、名指しにより特定された原告が、第三者に対し、被告の言動に関して、当該言動の存否ないし内容を誰よりも確実に認識できる立場にある被告自身によって「真っ赤なデマ」であると断定されるような、明らかな内容虚偽の発言をしたとの事実を摘示し、それを前提として、原告に対し「嘘つきである」、「妄想癖がある」との意見ないし論評を表明するものと認められる。かかる意見ないし論評は、原告の社会的評価を低下させ、その名誉を毀損するものと解するのが相当である。

これに対する被告の主張は、いずれも抗弁と位置づけるべきものであり、請求原因である名誉毀損性に関する上記判断を左右しない。

ウ 本件ツイート等98のうち、「志岐氏は、他の人に送ったメールでは、私と直接会って話し、私も『それは知っていた』と認めたと書いているのである。私は志岐氏になど会っていないし、ましてや認めるはずもない。すべて妄想なのである。」との記載部分は、一般人の普通の注意と読み方を基準とすれば、名指しにより特定された原告が、第三者に対し、被告の言動に関して、当該言動の存否ないし内容を誰よりも確実に認識できる立場にある被告自身によって妄想であると断定されるような、明らかな内容虚偽のメールを送信したとの事実を摘示するものと認められる。かかる事実摘示は、原告の社会的評価を低下させ、その名誉を毀損するものと解す

るのが相当である。

これに対する被告の主張は、いずれも抗弁と位置づけるべきものであり、請求原因である名誉毀損性に関する上記判断を左右しない。

エ 本件ツイート等172のうち、「私のことも言ってないことを言ったとした偽メールを送られています」との被告作成に係る記載部分は、被告がリツイートした「RT@553Sandhood @chateaux1000『一方的に悪質な嫌がらせをなさっているのは志岐さんなのですが』そのところを具体的に」との第三者作成に係る記載部分と相まって（ただし、引用を示す二重括弧内の『一方的に悪質な嫌がらせをなさっているのは志岐さんなのですが』との部分は、元々原告が作成した文章であると見るのが自然である。なお、リツイートは、既存の文章を引用形式により発信する主体的な表現行為としての性質を有するといえるから、本件ツイート等の名誉毀損性の有無を判断するに際しては、リツイートに係る部分をも判断対象に含めるのが相当であり、これに反する趣旨の被告の主張は採用できない。）、一般人の普通の注意と読み方を基準とすれば、名指しにより特定された原告が、第三者に対し、被告の言動に関して、当該言動の存否ないし内容を誰よりも確実に認識できる立場にある被告自身によって偽メールであると断定されるような、明らかな内容虚偽のメールを送信したとの事実を摘示するものと認められる。かかる事実摘示は、原告の社会的評価を低下させ、その名誉を毀損するものと解するのが相当である。

これに対する被告の主張は、いずれも抗弁と位置づけるべきものであり、請求原因である名誉毀損性に関する上記判断を左右しない。

オ 本件ツイート等177のうち、「私も志岐さんに、言ってもないことを『八木が（志岐氏に）告白した』とかいう根も葉もない悪質なデマメールを第三者に送られたりしてブチ切れています。」との記載部分は、一般人の普通の注意と読み方を基準とすれば、名指しにより特定された原告が、

第三者に対し、被告の言動に関して、当該言動の存否ないし内容を誰よりも確実に認識できる立場にある被告自身によって根も葉もない悪質なデマメールであると断定されるような、明らかな内容虚偽のメールを送信したとの事実を摘示するものと認められる。かかる事実摘示は、原告の社会的評価を低下させ、その名誉を毀損するものと解するのが相当である。

これに対する被告の主張は、いずれも抗弁と位置づけるべきものであり、請求原因である名誉毀損性に関する上記判断を左右しない。

ア 本件ツイート等201のうち、「これなんか相当キモい。[URL]私がかけたことない電話を受けたそうだ」との記載部分は、一般人の普通の注意と読み方を基準とすれば、原告のブログの URL（甲21に対応すると認められる。）を引用することにより特定された原告が、被告の言動について、当該言動の存否ないし内容を誰よりも確実に認識できる立場にある被告自身によって事実ではないと断定されるような、明らかな内容虚偽の記事をブログに掲載しているとの事実を摘示し、それを前提として、原告に「相当キモい」との生理的嫌悪を露骨に示す意見ないし論評を表明するものと認められる。かかる意見ないし論評は、原告の社会的評価を低下させ、その名誉を毀損するものと解するのが相当である。

これに対する被告の主張は、いずれも抗弁と位置づけるべきものであり、請求原因である名誉毀損性に関する上記判断を左右しない。

(3) 名誉毀損性があるとは認められないものについて

ア 本件ツイート等3、同9、同13、同25、同29、同30、同100、同122、同128について、原告は、「被告は、原告が主張する検察審査会架空説を、根拠も論理性もなく妄想と決めつけ、原告の名誉を毀損した」旨主張する。しかし、前記前提事実によれば、検察審査会架空説とは、「国会議員の小沢一郎について起訴相当との議決をした東京第五検察審査会は実際には存在しない架空のものであった」との内容の、原告自身と何

らかの関連性があるとはうかがわれない事柄をめぐる一つの立場にすぎないものと認められ、これに対する批判的な言説は、それが根拠を伴うものであるか否かにかかわらず、原告の社会的評価を直ちに低下させるものであるとは認められない。

ほかに、上記の本件ツイート等について、個々の記載内容に即して掲示事実を明らかに特定し、その原告に対する名誉毀損性を的確に理由づける具体的主張があるとはいえない。

イ 本件ツイート等 90, 同 116, 同 119, 同 131 について

(ア) 上記アと概ね同じ

(イ) 原告は、上記の本件ツイート等について、「原告を誹謗中傷していた森のツイートをリツイートしたり、トウギャリというサイトを使って再度拡散して、原告の名誉を毀損した」旨主張する（なお、「トウギャリというサイト」は原告主張そのままの表記である。）。しかし、「原告を誹謗中傷していた森のツイート」について、個々の記載内容に即して掲示事実を明らかに特定し、その原告に対する名誉毀損性を的確に理由づける具体的主張があるとはいえず、上記の本件ツイート等について、原告に対する名誉毀損性を認めることはできない。

ウ 本件ツイート等 35, 同 51 は、原告を名指しで特定する他の本件ツイート等とは異なり、記載の対象とされた人物を特定する情報に乏しく、これ以上検討するまでもなく、原告に対する名誉毀損性を認めるに足りない。

エ 本件ツイート等 52, 同 84 は、原告による何らかの言説が存在するとの事実を前提として、そのような言説は何の根拠もない捏造である等の意見ないし論評を表明するものであると理解できるところ、原告による言説の具体的な内容を特定するに足りる情報はなく、これを否定する被告の立場にも特段の論拠があることは示されていないことに照らすと、上記の本件

ツイート等が原告の社会的評価を低下させるものであるとまでは、直ちは認め難いものというべきである。

オ 本件ツイート等 85 について、上記ウと概ね同じ

カ 本件ツイート等 104, 同 139, 同 144, 同 147, 同 148 について、上記エと概ね同じ

キ 本件ツイート等 149, 同 153, 同 154, 同 155, 同 167 について、上記ウと概ね同じ

ク 本件ツイート等 11, 同 127, 同 141, 同 158 について、原告は、「被告は、原告の著書『最高裁の罷』をけなし、原告の名誉を毀損した」旨主張する。しかし、一般に、書籍に対する批判的評価が直ちにその著者に対する名誉毀損を構成するとは解されない。また、原告の著書である「最高裁の罷」は、検察審査会架空説をその主要な内容とするものであるとかがわれるところ、同書に対する批判的な言説については、上記アにおいて検察審査会架空説に対する批判的言説が原告に対する名誉毀損とはならない旨説示したところが同様に妥当するものといえる。

ほかに、上記の本件ツイート等について、個々の記載内容に即して摘示事実を明らかに特定し、その原告に対する名誉毀損性を的確に理由づける具体的主張があるとはいえない。

ケ 本件ツイート等 159 について、上記エと概ね同じ

コ 本件ツイート等 164, 同 194 について、上記ウと概ね同じ

サ 本件ツイート等 199 について、上記クと概ね同じ

シ 本件ツイート等 162, 同 163, 同 165, 同 168, 同 169, 同 170, 同 171, 同 174, 同 175, 同 178, 同 179, 同 180, 同 181, 同 193, 同 196, 同 200 について、原告は、「被告は、森が原告を提訴した別件訴訟に触れて、原告の名誉を毀損した」旨主張する。しかし、別件訴訟に触れる言説が直ちに原告の社会的評価を低下させ

るものであるとはいえない（なお、甲13及び弁論の全趣旨によれば、別件訴訟における森の原告に対する請求は棄却され、その判決は確定したものと認められる。），上記の本件ツイート等について、個々の記載内容に即して掲示事実を明らかに特定し、その原告に対する名誉毀損性を的確に理由づける具体的主張があるともいえない。上記の本件ツイート等について、原告に対する名誉毀損性を認めることはできない。

ス 本件ツイート等55のうち、「志岐さんがやったことは検察事務局への嫌がらせだけです」との記載部分は、検察審査会架空説又は同説に関連する原告の検察に関する言動が存在するとの事実を前提として、それは検察組織への嫌がらせであるとの意見ないし論評を表明するものと理解できるところ、かかる意見ないし論評は、その実質において検察審査会架空説に対する意見ないし評価と選ぶところがなく、原告の社会的評価を直ちに低下させるとまではいえない。

セ 本件ツイート等93の「数日前、森ゆう子さんに完膚無きまでに論破された志岐氏が、今度はとんでもない悪質な誹謗中傷をブログに書いている。むろん、事実無根である」との記載は、原告の森に関するブログの記載が存在するとの事実を前提として、それは森に対する事実無根の誹謗中傷であるとの意見ないし論評を表明するものと理解できるところ、原告によるブログの記載の具体的な内容を特定するに足りる情報はなく、これを批判する趣旨の被告の立場にも特段の論拠があることは示されていないことに照らすと、上記の本件ツイート等が、原告の社会的評価を低下させるものであるとまでは、直ちには認め難いものというべきである。

ソ 本件ツイート等101の「志岐氏の目的は、『検察審査会が架空で、黒幕は最高裁事務局』それを追求したのは自分で、それに恐れをなして、裁判所は小沢氏を無罪にした。即ち、小沢氏無罪の功労者は自分であり、自分は英雄として世間の称賛を浴びるべきである、ということらしい。笑止

である」との記載は、原告が検察審査会架空説を主張しているとの事実を前提として、同説を主張する目的は世間の称賛を浴びることにあると推測されるとの意見ないし論評を表明するものと理解できるところ、特段の論拠も伴うことなく示され、かつ実質において検察審査会架空説に関する言説と選ぶところがないといえるかかる意見ないし論評は、原告の社会的評価を直ちに低下させるとまではいえない。

タ 本件ツイート等142について、上記ウと概ね同じ

チ 本件ツイート等157のうち、「デマですね。志岐氏が告訴されたのは、最高裁の闇を指摘したからではなく、森氏をインターネット書類流出事件の黒幕だという誹謗中傷を書き散らしたからです」との記載部分は、原告が森から告訴されたとの事実を前提として、その告訴に係る原告の言動は森に対する誹謗中傷に当たるものであるとの意見ないし論評を表明するものであると理解できるところ、特段の論拠も伴うことなく示されたかかる意見ないし論評は、原告の社会的評価を直ちに低下させるとまではいえない。

ツ 本件ツイート等183について、上記ウと概ね同じ

テ 本件ツイート等188のうち、「志岐さんは妄想の世界に入られました」との記載部分は、原告による何らかの言説が存在するとの事実を前提として、それは妄想であるとの意見ないし論評を表明するものであると理解できるところ、原告の言説の具体的な内容を特定するに足りる情報はなく、これに対する被告の立場にも特段の論拠があることは示されていないことに照らすと、本件ツイート等188が原告の社会的評価を低下させるものであるとまでは、直ちには認め難いものというべきである。

ト 本件ツイート等191について、その記載内容に即して摘示事実を明らかに特定し、その原告に対する名譽毀損性を的確に理由づける具体的な主張があるとはいえない。

ナ 本件ツイート等192、同195について、上記ウと概ね同じ
ニ 本件ツイート等197のうち、「小沢支持者を装いつつ、森ゆう子さん
を陥れるのに加担している人、という意味で志岐氏と同類」との記載部分
は、原告による何らかの活動が存在するとの事実を前提として、それは小
沢支持者を装い森を陥れるものであるとの意見ないし論評を表明するもの
であると理解できるところ、原告の活動の具体的な内容を特定するに足りる
情報はなく、これに対する被告の立場にも特段の論拠があることは示され
ていないことに照らすと、本件ツイート等197が、原告の社会的評価を
低下させるものであるとまでは、直ちには認め難いものというべきである。

ヌ 本件ツイート等198について、その記載内容に即して摘示事実を明ら
かに特定し、その原告に対する名誉毀損性を的確に理由づける具体的な主張
があるとはいえない。

2 争点②（本件ブログ記事は原告の名誉を毀損するものか）について
本件ブログ記事について、その記載内容に即して摘示事実を明らかに特定し、
その原告に対する名誉毀損性を的確に理由づける具体的な主張があるとはいえない。
したがって、これ以上検討するまでもなく、本件ブログ記事が原告の名誉
を毀損するものであるとは認めることができない。

3 争点③（本件陳述書は原告の名誉を毀損するものか）について
本件陳述書について、証拠資料を前提とすることなく具体的な文言を特定する
ことが可能な明示的主張はなく、その記載内容に即して摘示事実を明らかに特
定し、その原告に対する名誉毀損性を的確に理由づける具体的な主張もない。
したがって、これ以上検討するまでもなく、本件陳述書が原告の名誉を毀損する
ものであるとは認めることができない。

4 争点④（本件電子メールは原告の名誉を毀損するものか）について
(1) 本件電子メールのうち、別紙3の1記載の部分は、一般人の普通の注意と
読み方を基準とすれば、原告の森に関する言説が存在すること、及び森が原

告を告訴したことという各事実を前提として、前者は後者の原因となった誹謗中傷ないし嫌がらせと評価されるものであるとの意見ないし論評を表明するものであると理解できるところ、原告の言説の具体的な内容を特定するに足りる情報はなく、これに対する被告の立場にも特段の論拠があることは示されていないことに照らすと、別紙3の1記載の文章が、原告の社会的評価を低下させるものであるとまでは、直ちには認め難いものというべきである。

(2) 本件電子メールのうち、別紙3の2記載の部分は、一般人の普通の注意と読み方を基準とすれば、原告が、複数の第三者に対し、被告の言動に関して、当該言動の存否ないし内容を誰よりも確実に認識できる立場にある被告自身によって事実無根であると断定されるような、明らかな内容虚偽のメールを送信したとの事実を摘示し、それを前提として、「悪質な行動である」、「自分の本を売るため、売名のためなら何でもするような輩である」との意見ないし論評を表明するものと認められる。かかる意見ないし論評は、原告の社会的評価を低下させ、その名誉を毀損するものと解するのが相当である。

これに対する被告の主張は、いずれも抗弁と位置づけるべきものであり、請求原因である名誉毀損性に関する上記判断を左右しない。

5 爭点⑤（対抗言論の法理、真実性、正当防衛・緊急避難その他の抗弁の成否）について

(1) 「対抗言論の法理」に基づく抗弁の成否

ア 被告は、表現の自由の保障を根拠とする「対抗言論の法理」により、論争となっている点に関連する批判や反論は、名誉毀損となる人格攻撃であっても許容される旨主張する。

しかし、かかる被告の主張は、一定の場合には人格攻撃が許容されるとするその結論自体が、容易には採用し難いものであるというほかない。

イ また、被告は、「対抗言論の法理」が適用されるとの文脈において、本件ツイート等は、対象者の名誉感情を不当に害するなど社会通念上是認し

得ないものではなく、名誉毀損とはならない旨主張する。

ところで、争点①ないし④に関する判断として既に認定説示したところと、証拠（甲15、乙8、9、21、被告本人）及び弁論の全趣旨により認定することができる対外的に表明された被告の意識内容とを照らし合わせると、本件において原告の名誉を毀損するものと認められる表現（本件ツイート等18、同98、同172、同177、同33、同201、本件電子メールのうち別紙3の2記載の部分）により摘示されている事実は、より具体的には、「原告が、石川に対し、『被告はロシアのサーバーを経由して流されてきたファイルの送り主が誰であるかを知っている』旨の、事実とは異なる情報を、メール又は電話で伝達したこと」、又は「原告が、『被告からの電話を受けた』旨の、事実とは異なる情報を発信したこと」のいずれかとして特定することができる。

しかるに、上記のように特定された各事実をめぐり原被告間で発せられる表現としての本件ツイート等は、それ自体として論争の名に値するような価値を有するものとはいえず、また、検察審査会架空説その他の論争の対象となり得るような問題の当否とも直接的な関わりを有するものではないから、こうした本件ツイート等が、「対抗言論の法理」において保護の対象となると被告が主張する「論争となっている点に関連する批判や反論」に当たるとも考え難い。

ウ 以上によれば、「対抗言論の法理」の内容及びその具体的當てはめに関する被告の主張は、いずれも採用することができない。

(2) 真実性の抗弁の成否

ア 本件における真実性の抗弁の成否を検討するに当たっては、被告の意識内容をも斟酌してより具体的に特定した摘示事実である下記(ア)、(イ)をもって、真実性立証の対象となる事実となるものと解するのが相当である（上記(1)イ参照）。なお、下記(イ)に関し、被告は、「被告が原告に電話をかけ

た事実がないというのは、平成25年5月20日以降のことをいうものである」などと主張するが（別紙1の本件ツイート等201に係る「被告の主張」欄参照），本件ツイート等201で掲示された事実にそのような時期的限定が付されていると解すべき根拠は見いだせず，採用できない。

(ア) 原告が、石川に対し、「被告はロシアのサーバーを経由して流されたファイルの送り主が誰であるかを知っている」旨の，事実とは異なる情報を，メール又は電話で伝達したこと

(イ) 原告が、「被告からの電話を受けた」旨の，事実とは異なる情報を発信していること

イ 上記ア(ア)の真実性について

(ア) 前記前提事実に証拠（甲15，16，23，乙8，9，21，原告本人，被告本人）及び弁論の全趣旨を総合すれば，次の事実が認められる。

a 被告は，平成25年7月1日，石川に対し，「ロシアからのファイルの送り主を石川さんも私（八木）も知っているとお話されていたことを知り，たいへん驚いております」との記述を含む電子メールを送信した。

b 石川は，同月2日，被告に対し，上記aのメールへの返信として，「八木さんは知っているというのは志岐さんから聞きました。以前志岐さんが八木さんとお話された時『私も知っていますよ』と言われたとか。」「いずれにしても，八木さんに誰が流したか全く心あたりがないのであれば，志岐さんが私に嘘をついたということになります。」との記述を含む電子メールを送信した。

c 石川は，本件訴訟で提出した陳述書において，上記bのメールの「いずれにしても，八木さんに誰が流したか全く心あたりがないのであれば，志岐さんが私に嘘をついたということになります。」との記述は，被告とのメールのやり取りが苦痛であり，早く終わらせたかっ

たから書いたものである旨述べている。

(イ) 上記認定事実によれば、被告は、石川が被告に送信したメールの記述を根拠とし、それに全面的に依拠して上記ア(ア)の事実を摘示する内容の表現を発信するに及んだものと認められるが、当該メールの記述を裏付ける証拠はなく、かえって、石川は同記述について真実ではなかった旨を示唆する陳述をするに至っているのであるから、上記ア(ア)の事実が真実であると認めるに足りる立証があるとはいえない。

なお、被告において石川のメールの記述が真実であると信じるにつき相当な理由があったともうかがわれない。

(ウ) したがって、上記ア(ア)の事実について真実性の立証があるとはいはず、同事実が真実であることを前提とする抗弁は、これ以上検討するまでもなく、認めることができない。

ウ 上記ア(イ)の真実性について

(ア) 前記前提事実に証拠（甲3、15、乙8、9、原告本人、被告本人）及び弁論の全趣旨を総合すれば、被告が、平成25年3月頃、滞在先のメキシコから原告に対して電話をかけたこと、また、その後も原告との間でメールのやり取りを行い、検察や最高裁の問題を追及するといった内容の共通の関心事項について協力体制を取ることなどについて連絡を取り交わしたことが認められる。

(イ) 上記認定事実によれば、上記ア(イ)の事実は、真実とは異なることが明らかであり、同事実が真実であることを前提とする抗弁は、これ以上検討するまでもなく、認めることができない。

エ 正当防衛・緊急避難の抗弁

(ア) 正当防衛の抗弁については、被告の原告に対する名誉毀損行為が、他に適切な手段がない状況の下において「やむを得ず」した加害行為であると認めるに足りる主張立証がなく（民法720条1項参照）、その余

の要件について検討するまでもなく、採用できない。

(イ) 緊急避難の抗弁については、「他人の物から生じた急迫の危難」の存在を認めるに足りる主張立証がなく（民法720条2項参照），その余の要件について検討するまでもなく、採用できない。

才 その他の抗弁

被告は、ツイッターの影響力はブログ等に比べて限定的であることなどから、本件ツイート等の違法性が否定される旨主張する。

しかし、被告自身が、「広く読まれているブログと、15000人（当時）以上ものツイッターフォロワーを持つ被告の影響力」という表現で自己のツイートの影響力が大きいとの趣旨の主張をしていること（答弁書別紙2頁）などに照らせば、上記主張は、これ以上検討するまでもなく、採用し難いものというべきである。

6 争点⑥（原告の損害）について

被告による名誉毀損の態様及び結果、その他本件に顕れた諸般の事情を総合的に勘案すれば、被告が原告に対して支払うべき慰謝料の額は、10万円と認めるのが相当である。

7 結論

よって、原告の請求は、被告に対し、10万円及びこれに対する平成26年10月5日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから、これを一部認容し、原告のその余の請求は理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担につき民訴法61条、64条本文、仮執行宣言につき同法259条1項をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第15部

裁 判 官 佐 藤 隆 幸